日本赤十字社東海市地区備品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本赤十字社東海市地区(以下「日赤東海市地区」という。)が保有する備品を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出品)

第2条 貸出しを行う備品は、別表で定めるとおりとする。

(貸出の対象)

- 第3条 日赤東海市地区が貸出しを行う対象は、次の各号とする。
 - (1) 市内のボランティア活動、市民活動及び地域福祉活動等を行う団体
 - (2) その他日赤東海市地区が認めたもの

(貸出の承認)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者は、日赤東海市地区備品借用願 (別記様式。以下「借用願」という。)を提出し、その承認を受けなければ ならない。

(貸出の制限)

- 第5条 日赤東海市地区は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。
 - (1) 日赤東海市地区の行事又は事務に支障があるとき。
 - (2) 営利又は営業宣伝を目的とするとき。
 - (3) 特定の宗教団体及び政党が使用するとき。
 - (4) その他日赤東海市地区が不適当と認めたとき。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(貸出期間及び返却)

- 第7条 貸出期間は、借用願記載の期間とし、貸出及び返却時間は東海市役 所開庁時間内とする。
- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であっても備品の返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。

- 4 備品を返却するときは、当該関係職員の検査を受けなければならない。 (弁償)
- 第8条 貸出備品を亡失し、又は損傷したときは、同一の備品又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表(第2条関係)

備品	個 数
テント	1 2
ハソリ	1 0